

令和8年度 春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県外の観光客が集まるプロ野球春季キャンプに出向き、県北9市町村の魅力を発信することにより、県北地域の認知度の向上及び誘客の向上を図る。

また、天孫降臨ひむか共和国のLINEやSNSのフォロワーを対象にガラポン抽選会等を実施し、フォロワーの増加を狙い、景品に圏域の特産品を活用することで物産振興を図る。

本要領は、春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託見積限度額

3,267,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 実施形式

公募型によるプロポーザル方式

4 参加資格要件

次の資格の全てを満たすものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (7) 住所又は所在地である市町村税及び国税について滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団の構成員（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等の利益につながる活動を行い、又は暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- ※なお、応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

5 スケジュール（予定）

公募開始	令和 8 年 6 月 4 日（木）
参加表明及び資格確認申請書等の受付締切	令和 8 年 6 月 19 日（金）
参加資格要件確認結果通知	令和 8 年 6 月 22 日（月）
質問の受付締切	令和 8 年 6 月 22 日（月）
企画提案書等の提出締切	令和 8 年 7 月 2 日（木）
第 1 次審査（書面審査）	令和 8 年 7 月 6 日（月）
第 1 次審査結果通知	令和 8 年 7 月 8 日（水）
第 2 次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 17 日（金）
結果通知	令和 8 年 7 月 23 日（木）
契約締結	令和 8 年 7 月下旬以降

6 実施要領等の配布

実施要領、仕様書等の公募に関する資料、様式等は宮崎県北部広域行政事務組合ホームページからダウンロードすること。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類（各 1 部）
- ア 参加表明及び資格確認申請書（様式 1）
 - イ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 2）
 - ウ 住所又は所在地である市町村税の完納証明書

- エ 国税の納税証明書（その3の3）
- オ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和8年6月19日（金）必着 ※持参する場合は、午後5時15分まで
- (3) 提出先
宮崎県北部広域行政事務組合事務局（延岡市役所6階 地域政策課内）
- (4) 提出方法
提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着のこと。

8 質問受付及び回答

- (1) 提出方法
電子メールで提出すること。また、電子メールの件名は「春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務に関する質問」とすること。
- (2) 提出書類
質問書（様式3）
- (3) 提出期限
令和8年6月22日（月）
- (4) 提出先
宮崎県北部広域行政事務組合事務局メールアドレス
chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp
- (5) 回答方法
令和8年6月26日（金）までに随時、宮崎県北部広域行政事務組合ホームページに回答を掲載することにより公開する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～⑧に掲げる書式による。各編綴にはクリップを使用し、ステープラやパンチは使用しないこと。なお、企画提案書の作成にあたり、詳細は「春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務仕様書」を参照すること。

① 表紙（様式4）

② 企画提案書（任意様式：原則A4サイズで、10ページ以内で作成すること）
次のア・イ・ウに掲げる各事項を具体的に記載すること。

ア 担当ブースの運営について、実施内容や配置人員についてイメージ図等を用いて具体的に記載すること。

イ 制作物について、デザインコンセプトや素材等についてイメージ図を用いて記載すること。

ウ 施設内（特設ステージ等）でのPRタイムの提案内容について、PR方法や内容を具体的に記載すること。

③ 会社概要（様式5）

④ 受託業務実績調書（様式6）

⑤ 業務工程表（様式7）

⑥ 業務実施体制調書（様式8）

⑦ 見積書（様式9）

⑧ 見積内訳書（任意様式）

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※審査の公平性を担保するため、副本には、企画提案者が特定される情報（社名、代表者氏名、ロゴ）などは一切記載しないこと。

(3) 提出期限

令和8年7月2日（木） ※持参する場合は、午後5時15分まで

(4) 提出先

宮崎県北部広域行政事務組合事務局(延岡市役所6階 延岡市 地域政策課内)

(5) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着のこと。

10 審査

企画提案書等の審査を行うため、審査会を設置し、第1次審査（書面審査）、第2

次審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、最優秀提案者を選定する。

(1) 第1次審査

別に定める「春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務審査基準」に基づき、参加表明者から提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、参加条件を満たす提案者で評価点上位の3者を第2次審査（プレゼンテーション）の参加対象として選定する。なお、応募者が3者以下の場合は、参加条件を満たす提案者について、第2次審査の参加対象とする。

① 日時

令和8年7月6日（月）

② 実施方法

書面審査による

(2) 第2次審査

第2次審査は、第1次審査により選定された者による企画提案書等についてのプレゼンテーションを実施し、別に定める「春季キャンプを活用した情報発信事業委託業務審査基準」に基づく総合的な審査のうえ、1,500点以上の評価点数を得た参加者のうち、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者、次点の者を次順位者として選定する。

① 日時

令和8年7月17日（金）午後

※詳細は、後日選定された者にお知らせする。

② 場所

延岡市役所6階 606会議室

③ 実施方法

ア 発表時間は1提案につき20分以内とし、その後、企画提案書等に関する質疑応答（15分以内）を実施する。

イ プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとし、追加資料の使用は認めない。また、提案内容を変更する内容のものや業者名（社名、ロゴ）が特定されるような説明や資料は不可とする。

ウ スクリーンを使用することを可能とし、プロジェクターとスクリーンについては、審査会において準備する。また、参加事業者においても、必要に応じて使用するプロジェクター等を持ち込むことができることとする。

(1) 第1次審査

令和8年7月8日（水）までに審査結果を通知する。また、第1次審査において選定された者に対し、別途第2次審査を実施する旨を電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査

令和8年7月23日（木）までに審査結果を通知する。

12 契約に関する事項

(1) 契約手続

審査により選定された最優秀提案者を、業務委託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（業務内容の詳細は、受託者の企画提案書の内容を基本とするが、協議の上、変更することがある）ものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次順位者と契約することとする。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び27条の定めによる。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いの方法については、宮崎県北部広域行政事務組合と協議し決定する。

13 企画提案書等の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に、提出者に無断で使用しない。

14 その他

(1) 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 参加表明及び資格確認申請書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。

(4) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、追加及び削除は認め

ない。

(5) 審査にあたり必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

(6) 書類提出後に手続きを辞退するときは、速やかに辞退届（様式 10）を提出すること。

15 書類の提出場所及び問合せ先

所在地	〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1
担当部署	宮崎県北部広域行政事務組合事務局 (延岡市役所 6 階 延岡市 地域政策課内)
担当者	遠田、 <u>甲斐</u>
電話番号	0982-22-7075
メール	chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp